

八雲町空家等対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八雲町空家等対策計画（以下「対策計画」という。）に基づき実施する、空家等の除却又は改修に要する一部を補助することにより、町民の安全で安心な生活環境の形成および街なかへの居住を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等で、概ね1年以上居住その他の使用実績がない一戸建ての住宅（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等で、住宅地区改良法第2条第4項に規定するものをいう。
- (3) 子育て世帯 補助申請日に属する年度の末日において、中学校卒業前の子とその子を扶養する者が同居している世帯をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者（登記事項証明書の所有権に関する事項に記載されている個人所有のものに限る。）またはその相続権を有する者をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助事業の対象は、除却工事及び耐久性能の向上に資する改修工事とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 除却工事は、特定空家等の全部を除却し、その敷地を更地にする工事とする。
 - (2) 耐久性向上改修工事は、下水道を完備する空家等の外壁、屋根の全面を改修する工事（塗装工事を除く。）又は、床の全面改修工事（断熱改修又はバリアフリー改修工事）に伴う給排水設備機器の交換工事（便器および冷暖房機器等を除く。）で、その工事に要する費用が30万円以上のものとする。
- 2 補助対象工事について、国・北海道または町の制度による他の補助・助成等を受ける場合は、当該補助、助成等の対象となる工事と明確に区分することができるものでなければならない。
- 3 補助対象工事は、八雲町内に主たる営業所を有する事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可を受けた者のほ

か、第1項第1号に定める除却工事にあつては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に基づく解体工事業の登録を受けた者とし、第1項第2号に定める耐久性向上改修工事にあつては、住宅リフォーム工事に関する施工実績を有する者とする。

4 補助対象工事は、原則として申請年度の12月末日までに完了するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助事業の対象者は、所有者等でかつ町税の滞納および暴力団でない者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特定空家等の所有者等のうち、所有権の相続人が複数人いる場合にあつては、全員の同意が得られた者、もしくは町長が所有者または相続人と同等と認める者とする。
- (2) 耐久性向上改修工事をして居住する空家の所有者（空家の取得後3年以内及び耐久性向上改修工事終了後3年以上居住する者）にあつては、子育て世帯とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、次の各号により定める額で、予算の範囲内とする。

- (1) 除却工事 補助対象工事に要する費用（住宅部分に限る。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、30万円を限度額とする。ただし、家財等の処分費用を除く。
- (2) 耐久性向上改修工事 補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、500万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 町税の納税証明書
- (3) 住民票（耐久性向上改修工事にあつては、世帯全員）
- (4) 空家の登記事項証明書
- (5) 除却工事は、概ね1年以上居住その他の使用実績がない証明書
- (6) 補助対象空家の付近見取図および2面以上の全景写真（改修工事にあつては、改修箇所の写真とする。）
- (7) 各階平面図および工事内容がわかるもの

- (8) 補助対象工事を請け負うことができる事業者であることを証する書類
- (9) 補助対象工事の見積書（工事内容がわかるもの）の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者にたいしては補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知する者とする。

3 町長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付し、または補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助対象工事の着手）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第2項の規定による通知を受けた日以降に、補助対象工事に係る契約を締結し、着手しなければならない。

（申請の取り下げ）

第9条 申請者または交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下げ届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。この場合は、交付決定者にあつては、第7条第2項に規定する交付決定通知書を添付するものとする。

2 交付決定者から前項の規定により届出があつたときは、補助金の決定はなかつたものとみなす。

（変更申請）

第10条 交付決定者は、補助対象工事に係る工事の内容または補助金の額を変更しようとするときは、工事内容等変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該申請において、補助金の増額はできないものとする。

- (1) 変更後の実施計画書（様式第2号）
- (2) 変更しようとする第6条第3号から第8号に規定する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

（変更承認）

第11条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定額の変更を承認する者に対しては変更承認・補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、補助金の交付決定額に変更がない者に対しては変更承認通知書（様式第8号）により、それぞれ通知する

ものとする。

- 2 町長は、前項に規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付して、または申請に係る事項について修正を加えて通知することができる。

(実績報告)

第 12 条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日または町長が指定する日から 30 日以内のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）に次の書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事写真（施工前、および施工後。耐久性向上改修工事にあつては、施工中で耐久性向上改修の確認できるものを含む。）
- (3) 入居した子育て世帯全員の住民票（除却工事を除く）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト D 票）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて完了検査等を行い、当該報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、前条の規定による補助金の額を確定後、交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく町長の措置に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 交付決定者が暴力団員であることが判明したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、補助金の交付の決定を取消した場合は、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第 17 条 町長は、第 13 条第 2 項による命令または第 15 条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは、交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、八雲町補助金等交付規則(平成 17 年八雲町規則第 42 号)に定めるところによる。

第 19 条 町長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 月 日より施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

八雲町長 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

八雲町空家等対策支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、私は同要綱第2条第5号に規定する暴力団員でないことや第3条第2項に規定する助成制度等を利用してないことを誓約します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の利用状況、町税等の納付状況、固定資産に関することおよび住民基本台帳等ならびに暴力団員について、町長が関係機関にこの情報を利用して調査を行うことについて同意します。

記

1 工 事 の 種 類 除却工事 改修工事

2 建築物の所在地 八雲町

3 建築物の種類 一戸建て住宅（専用住宅 併用住宅）長 屋

4 補助金交付申請額 , 000円

5 完了予定年月日 年 月 日

6 関係書類

(1) 実施計画書（様式第2号）

(2) 町税の納税証明書

(3) 住民票（改修工事にあつては、世帯全員）

(4) 空家の登記事項証明書

(5) 補助対象空家の付近見取図および2面以上の全景写真（改修工事にあつては、改修箇所の写真とする。）

(6) 各階平面図および工事内容がわかるもの

(7) 補助対象工事を請け負うことができる事業者であることを証する書類

(8) 補助対象工事の見積書（工事内容がわかるもの）の写し

(9) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条、第10条関係）

実施（変更）計画書

事業者

住所		担当者	(フリガナ)	
(フリガナ)			氏名	
名称			電話番号	
資格	(業種)	(番号)	第	号

補助対象家屋の概要

所在地	住居表示	八雲町				
	土地表示	八雲町				
構造	造（一部		造）	述べ面積	m ²	
階数	・地上	階	・地下	階	対象面積	m ²

工事費内訳（計画を変更するときは、頭書費用を上段（）書きで表示すること。）

工事費の種類	<input type="checkbox"/> 除却工事		<input type="checkbox"/> 改修工事					
	補助対象		補助対象外					
		円		円				
		円		円				
		円		円				
		円		円				
諸経費等		円	諸経費等	円				
消費税等相当額		円	消費税等相当額	円				
計 A		円	計 B	円				
工事費（A+B）		C		円				
工事期間(予定)	(着手)	年	月	日	(完了)	年	月	日

交付申請額の算出

	補助対象額 D=A	補助率 E	交付申請基礎額 F=D×E	補助限度額 G	交付申請額 FとGの少ない額
当初					
変更					
増減					

様式第3号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

八雲町長

年 月 日付けで交付申請があった八雲町空家等対策支援補助金について、次のとおり交付することを決定したので、八雲町空家等対策支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 補助対象空家 八雲町
の所在地
- 3 交付決定額 円（補助対象額： 円）
- 4 完了予定期日 年 月 日
- 5 補助金の交付予定時期
実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付する。
- 6 交付条件
 - (1) 八雲町空家等対策支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (3) 申請を取下げるときは、補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を提出すること。
 - (4) 補助対象工事に係る工事内容はまたは補助金の額を変更しようとするときは、工事内容等変更申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けること。
ただし、完了予定期日を繰り上げる場合については、この限りでない。
 - (5) 工事が完了したときは、工事の完了した日から 30 日以内の実績報告書（様式第9号）を提出すること。
 - (6) 工事が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

様式第4号（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

八雲町長

年 月 日付けで交付申請があった八雲町空家等対策支援補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、八雲町空家等対策支援補助金交付要綱第7条第2項により通知します。

記

- 1 補助対象空家 八雲町
の所在地
- 2 不交付の理由

様式第5号（第9条関係）

補助金交付申請取下げ届

年 月 日

八雲町長 様

交付決定者（申請者）

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

下記の八雲町空家等対策支援補助金の交付申請を取下げたいので、八雲町空家等対策支援補助金要綱第9条第1項の規程により、関係書類を添えて届出ます。

記

交付申請年月日	年 月 日
交付決定	年 月 日(交付決定番号 第 号)
所在地	八雲町
取下げ理由	

添付書類

- (1) 交付決定者にあっては、交付決定通知書（原本）

様式第6号（第10条関係）

工 事 内 容 等 変 更 申 請 書

年 月 日

八雲町長 様

交付決定者

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け（交付決定番号第 号）で八雲町空家等対策支援補助金の交付決定を受けましたが、次のとおりその内容等を変更したいので、八雲町空家等対策支援補助金要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

	変更前	変更後
補助金額	決定額 , 000円	交付申請額 , 000円
工事の内容等		

2 変更の理由

.....

添付書類

- (1) 変更計画所（様式第2号）
- (2) 変更内容を確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

変更承認・補助金交付決定変更通知書

年 月 日

様

八雲町長

年 月 日付けで変更申請のあった八雲町空家等対策支援補助金について、次のとおり変更を承認し交付決定を変更したので八雲町空家等対策支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円
(変更前交付決定額 円)

2 変更内容

の変更

※変更内容の詳細は変更申請の内容のとおりとする。

3 交付条件

従前のとおりとする。

様式第8号（第11条関係）

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日

様

八雲町長

年 月 日付けで変更申請のあった八雲町空家等対策支援補助金について、次のとおり変更を承認したので八雲町空家等対策支援補助金要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

変更内容

の変更

※変更内容の詳細は変更申請の内容のとおりとする。

様式第9号（第12条関係）

実績報告書

年 月 日

八雲町長 様

交付決定者

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けました八雲町空家等対策支援補助金について、下記のとおり完了しましたので、八雲町空家等対策支援補助金要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金名	八雲町空家等対策支援補助金（除却工事・改修工事）
交付決定 （変更）	年 月 日（交付決定番号第 号） （ 年 月 日）
交付決定額	, 000円（補助対象額 円）
空家の所在地	八雲町
着手年月日	年 月 日（※契約日を記載してください。）
完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事写真（施工前および施工後）
- (3) 入居した子育て世帯全員の住民票（除却工事を除く）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェストD票）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

八雲町長

年 月 日付けで実績報告のあった事業に係る補助金について、次のおり確定したので八雲町空家等対策支援補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

交付確定額	円
補助金名	八雲町空家等対策支援補助金（除却工事・改修工事）
交付決定	年 月 日（交付決定番号第 号）
（変更）	（ 年 月 日）

別表「空家の不良度の測定基準（木造住宅等）」（外観目視により判定できる項目）

評価区分		評価項目	評価内容	基準点	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		(50)
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		②外壁※	外壁の構造が粗悪なもの※	25		
2	構造の腐朽または破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台または柱が腐朽し、または破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、または破損しているもの、土台または柱の数ヶ所に腐朽または破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱またははりの腐朽、破損または変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁※	イ 外壁の仕上げ材料の一部が剥落、腐朽または破損により、下地が露出しているもの※	15		
			ロ 外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽または破損により、著しく下地が露出しているものまたは壁体を貫通する穴を生じているもの※	25		
		⑤屋根	イ 屋根ふき材料の一部に剥落またはずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			ロ 屋根ふき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものまたは軒のたれ下ったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上または避難上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20					
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10		

備考) 一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価事項についての評点は、当該評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	点
----	---

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。